

令和7年度 瀬戸まちの課題解決応援補助金 審査方法について

■ 日時

令和7年4月12日（土）午前10時～午後4時（予定）
（開始・終了時間は申請団体数により変更する場合があります。）

■ 審査基準及び審査結果決定方法

- (1) アからオまでの審査基準ごとに5段階評価（a～e）とし、評価区分に応じた配点掛率を、各審査基準の配点に乘じ、得点を決定します。

審査員一人あたり25点満点とし、審査員4人の合計を得点とします。

評価区分	a 非常に優れている	b 優れている	c 適当である	d 再考が必要	e 基準を満たしていない
配点掛率	1.0	0.8	0.6	0.4	0

- (2) 審査基準及びそれぞれの配点は以下のとおりです。

審査基準	内容	配点	
		はじめの 一歩活動	テーマ型 協働活動
ア 公益性 有効性	- 瀬戸市の社会課題（まちの課題）の解決につながるか。 - 社会的な公益の向上が期待できるか。 - 事業が地域や社会全体に広がることが期待できるか。	6点	4点
イ 独自性	団体ならではの視点や手法を活かした事業であるか。	4点	6点
ウ 実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算、人員・組織体制で事業計画が立案されているか。	6点	4点
エ 継続性 発展性	- 団体の継続、発展が期待できるか。 - 自己努力による資金確保に努めているか。	7点	3点
オ 協働の 効果性	（はじめの一歩活動） - 行政や地域等の団体との協働が、事業計画に含まれるか。 （テーマ型協働活動） - 協働相手との役割分担が明確で実現可能か。 - 団体自身と協働相手それぞれの得意分野や特性を活かし、相乗効果を期待できるか。	2点	8点
合計		25点	25点

- (3) 各申請団体は、自身以外の申請団体のなかで最も優れていると考える団体を選択することとし、選択された団体に対して1点を加算します（他団体評価加算）。
- (4) 「審査員の採点による得点＋他団体評価加算」を最終得点とします。
- (5) 最終得点の得点率が60%以下の申請団体については、不交付となります。
- (6) 最終得点の得点率が60%を上回る申請団体については、申請事業の予算内訳の項目、単価及び数量設定の妥当性に関する協議を行い、「審査予算額」を決定します。
- (7) 最終得点の高い申請団体順に、予算の範囲内で交付団体を決定することとし、補助金額は審査予算額に基づき決定します。
- ※ 審査予算額の合計が予算額を上回る場合、補助金額の按分や調整は行いません。
- (8) テーマ型協働活動部門については、1テーマあたり2団体までを交付団体として決定します。
- (9) 審査結果は、公開審査会で公表します。審査結果の詳細は、後日、申請団体に通知するとともに、ホームページでも公表します。なお、各審査員の採点内容は公表しません。

問合せ先 瀬戸市 市長直轄組織 まちづくり協働課 協働第3係
〒489-0044 瀬戸市栄町45番地 パルティセと3階
電話：97-1336 FAX：97-1332